

核融合科学研究所運営会議ユニット等評価委員会規則

制 定 令和 3 年 9 月 7 日 核研規則第 2 号
最終改正 令和 5 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成 1 6 年自機規程第 1 7 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく核融合科学研究所運営会議（以下「運営会議」という。）に、核融合科学研究所運営会議ユニット等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において検討又は設置されているユニット及び学術研究プラットフォーム（以下「ユニット等」という。）の提案、活動等に対する評価を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究所内及び研究所外の運営会議委員から各 3 名程度

(2) ユニット等に関連する分野の専門家から 5 名程度

2 前項第 1 号の委員は、運営会議で選出する。

3 第 1 項第 2 号の委員は、運営会議の議を経て、所長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、必要に応じて補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営会議議長が、委員の補充又は追加を必要と判断したときは、速やかに運営会議に諮り、補充又は追加を行うものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員のうちから運営会議で選出する。また、副委員長は、第 3 条第 1 項第 2 号の委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長が議長となる。

(定足数及び議決数)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会には、委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年9月7日から施行する。

2 この規則の施行後最初に選出又は委嘱される第3条第1項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月30日までとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。